

政令第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

理由

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。